

高気圧酸素治療安全協会会則

(平成18年11月3日)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、高気圧酸素治療安全協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を有限責任中間法人日本高気圧環境・潜水医学会(以下「学会」と略記)事務所に置く。

2 本協会は、理事会の議決を経て、必要な地区に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 本協会は、高気圧酸素治療(以下「治療」と略記)及び高気圧酸素治療装置(以下「装置」と略記)の保安と安全性向上に関する調査、研究、指導及び広報等の業務を行うことによって、治療の進歩と普及に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 治療及び装置に関する情報の収集及び管理
- 2) 治療及び装置の保安と安全に関する技術的な事項に関する調査、研究、教育及び指導
- 3) 装置の操作に関する指導
- 4) 講習会その他の教育及び研修事業
- 5) 関連する法規の周知
- 6) 会報、図書及び広報等の発行
- 7) 学会、関係官公庁及び関連団体との連絡及び提携並びに諮問に関する答申又は建議

8) 推奨品の指定、ポスター等の作成及びそれらの斡旋又は販売

9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(資 格)

第5条 次に掲げる者は、本協会の会員(以下「協会員」と略記)になることができる。

- 1) 装置並びにその付属機器若しくはこれに関連する機器の製造、輸入、販売又は修理の事業を行う者
- 2) 医療用高圧ガス並びにその設備若しくはこれに関連する機器の製造、輸入、販売又は修理の事業を行う者
- 3) 装置を設置し治療に関与、若しくは治療に関与する予定のある医療機関
- 4) 再圧治療又はスポーツ医学等の機関
- 5) 前各号に掲げる者の団体
- 6) 治療の保安と安全性向上に関する事項について専門的な知識を有し、理事会によって指定される者
- 7) その他理事会が定める基準によって指定される者

(入 会)

第6条 協会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、協会長に申し込まなければならない。

(入会金及び協会費)

第7条 協会員は、別に定める入会金及び協会費を納入しなければならない。

(協会の資格喪失)

第 8 条 協会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 退会したとき。
- 2) 協会員である団体が消滅したとき。
- 3) 2 年以上協会費を滞納したとき。
- 4) 除名されたとき。

(退 会)

第 9 条 協会員は、別に定める退会届を協会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 1 0 条 協会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において 3 分の 2 以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その協会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 本協会の会則又は規則に違反したとき。
- 2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 1 1 条 既納の入会金、協会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役員及び職員

(役員等の種類及び定数)

第 1 2 条 本協会に、次の役員を置く。

- 1) 協会長 1 名
 - 2) 副協会長 2 名
 - 3) 理事 10 名以上 20 名以内 (協会長及び副協会長を含む)
 - 4) 監事 2 名以上 3 名以内
- 2 本協会に、若干名の顧問を置くことができる。

(役員を選任等)

第 1 3 条 協会長、副協会長及び監事は、学会代表理事が委嘱する。

- 2 副協会長は、協会長が理事の中から選任し学会代表理事に諮問する。
- 3 理事は、協会長が協会員の中から選任する。
- 4 監事は、協会長が選任し学会代表理事に諮問する。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることが出来ない。
- 6 顧問は、本協会の目的達成のために特別の功労のあったものの中から、理事会の議決を経て、協会長が選任する。
- 7 役員委嘱及び選任に際しては、理事会及び学会代表理事の意見を集約し、公正中立の原則に従う。

(役員職務及び権限)

第 1 4 条 協会長は、本協会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副協会長は、協会長が定めるところにより、協会長を補佐して協会の業務を掌理し、協会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、協会長が定めるところにより、協会長及び副協会長を補佐して協会の業務を分担処理し、協会長及び副協会長に事故があるとき又は協会長及び副協会長が欠けたときは、協会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会則及び理事会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

- 5 監事は、次に上げる業務を行う。
 - 1) 会計を監査すること。
 - 2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - 3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、理事会及び学会代表理事に報告すること。
 - 4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは召集すること。
- 6 顧問は、本協会の運営に関する重要な事項について、協会長及び理事会の諮問に応じ、若しくは協会長又は理事会に意見を具申する。

(任期)

- 第15条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任されることができる。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 4 顧問の任期は、役員の任期を越えることができない。ただし、再任されることができる。

(役員の解任)

- 第16条 学会代表理事は、協会長、副協会長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することが出来ないと認めるとき、又は協会長、副協会長若しくは監事に職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があると認めるときは、学会理事会において3分の2以上の議決を経て委嘱を解くことができる。

- 2 協会長は理事が心身の故障のため職務を執行することが出来ないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があると認めるときは、理事会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。
- 3 顧問には前項の規定を準用する。この場合において、前項の規定中「理事」及び「役員」とあるのは、それぞれ「顧問」と読み替えるものとする。

(代表権の制限)

- 第17条 本協会と協会長との利益が相反する事項については、協会長は、代表権を有しない。この場合は監事が本協会を代表する。

(職員)

- 第18条 本協会に職員を置くことができる。
- 2 職員は、協会長が任免する。
 - 3 職員は、理事会の指示のもとに、本協会の事務を処理する。

(機密保持義務)

- 第19条 本協会の役員又は職員及びこれらの職にあった者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第4章 会議

(会議の種類)

- 第20条 本協会の会議は、理事会とし、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

(理事会の構成)

- 第21条 理事会は、協会長、副協会長及び理事を持って構成する。

(理事会の機能)

第 2 2 条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、本協会の会務に関する事項を議決する。

(理事会の開催)

第 2 3 条 定時理事会は、年 2 回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 協会長が必要と認めるとき。
- 2) 副協会長を含む理事現在数 (以下、理事現在数と略記) の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。
- 3) 第 1 4 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から召集の請求があったとき。
- 4) 学会理事長から召集の請求があったとき又は諮問があったとき。

(理事会の招集等)

第 2 4 条 理事会は協会長が招集する。

- 2 協会長は前条第 2 項第 2 号以下の規定による請求が有ったときは、その日から 3 0 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を明示し、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない

(理事会の議長等)

第 2 5 条 理事会の議長は、協会長とし、協会長に事故が有るときは、第 1 4 条第 2 項及び第 3 項の規定並びにその順序にしたがって、副協会長又は理事がその職務を代行する。

2 監事及び顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

3 協会長の指名により、会議の目的若しくは審議事項に必要と認められる協会員、協会員の代表者、学識経験者などは、理事会に出席して意見を述べるができる。

(理事会の定足数)

第 2 6 条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第 2 7 条 理事会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した副会長を含む理事の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第 2 8 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は委任状による代理人に表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 箇条の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 2 9 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
- 2) 出席者数及び出席者氏名
- 3) 審議事項及び議決事項
- 4) 書面又は委任による表決者の氏名
- 5) 議事の経過概要
- 6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人が署名、押印をし、これを保存しなければならない。

第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第30条 本協会の財産は、次に掲げるものを持って構成する。

- 1) 学会が支出する運営費
- 2) 入会金及び協会費
- 3) 寄付金品
- 4) 財産から生じる収入
- 5) 事業に伴う収入
- 6) その他の収入

(財産の管理)

第31条 本協会の財産は、理事会の議決を経て、次の方法によって、協会長が管理しなければならない。

- 1) 国債その他確実な有価証券の保有
- 2) 銀行への預金又は郵便貯金
- 3) 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(経費の支弁)

第32条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に協会長が編成し、理事会に於いて3分の2以上の議決を経るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 本協会の事業計画及び収支予算は、学会代表理事及び協会員に通知する。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを

得ない理由により収支予算が成立しないときは、定時理事会の日まで前年の予算を執行する。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 本協会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後に協会長が作成し、監事の監査を受け、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び監事の意見書を添付して、当該事業年度終了後3ヶ月以内に理事会に於いて3分の2以上の議決を経るものとする。

- 2 本協会の事業報告及び収支決算は、学会代表理事及び協会員に通知する。

(余剰金及び不足金の処理)

第36条 毎事業年度の収支決算において余剰金を生じたときは、前事業年度から繰り越した不足金を補填し、なお残余があるときは、繰越金として次年度に繰り越すものとする。

- 2 毎事業年度の収支決算において不足金が生じたときは、前項に規定した繰越金によって補填し、なお不足があるときは、繰越不足金として整理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第37条 本協会の重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、理事会において3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第38条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第39条 この会則は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経て、学会代表理事の承認を得なければ変更することができない。

(解散)

第40条 本協会は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、学会理事会及び社員総会の承認を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第41条 本協会の解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経て整理しなければならない。

第7章 補則

(委任)

第42条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附則

この会則は平成18年11月3日から施行する。

高気圧酸素治療安全協会入会規則（会則施行規則第1号）

第1条 本協会の入会については、本協会の会則に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 本協会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書に、所定の事項を全て記入し、入会金及び当該事業年度の協会費を添えて、本協会事務所に提出しなければならない。

第3条 本協会の入会金は2,000円、とする。

第4条 既納の入会金は、これを返却しない。ただし、理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込書に添えて提出された当該事業年度の協会費は、これを返却する。

第5条 この規則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

附 則

この規則は、平成18年11月3日から施行する。

高気圧酸素治療安全協会協会費規則（会則施行規則第2号）

第1条 本協会の協会費については、本協会の会則に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 本協会の協会費は年額1口20,000円とする。

第3条 協会費は、当該事業年度の間、年額の全額を納付しなければならない。

第4条 協会費は、年額を分割して納入することができない。

第5条 この規則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

附 則

この規則は、平成18年11月3日から施行する。